平成２７年（フ）第４２５号
大分市生石４丁目１番２号（シティ64―７Ｄ）
債務者　波多野竜太
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
北海道深川市開西町１丁目１番49号
債務者　森園　雅俊
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８８号
北海道旭川市春光５条８丁目11番19号　パールセント413　205号室
債務者　栗本　明展
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９３号
北海道旭川市10条通22丁目３番地の５　ウエルヴィレッジ　101号
債務者　古市　陽子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０１号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条６丁目５番３―103号
債務者　千羽　朱加（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１７号
東京都日野市日野台４丁目３番地の３ティーコート日野101
債務者　渡辺　大樹（旧姓虫明）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６２号
静岡市駿河区鎌田555番地の14　クレールメゾンⅡ303号
債務者　冨田　智紀
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８１号
静岡市駿河区石田２丁目７番２号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月７日午後０時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１６号
栃木県宇都宮市石井町3381番地４　セジュール石井203号
債務者　平野　清美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3269番地
債務者　髙松　政浩
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１８号
岡山市北区富町１丁目３番25号
債務者　難波　達朗
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５００号
岡山市南区当新田358番地38　A101、旧住所
岡山市北区田中559番地４
債務者　原　　輝男
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２７号
岡山市南区藤田1684番地16
債務者　上村　俊文
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５１号
岡山県赤磐市山手856番地
債務者　林　　康雄
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部